

意見書案提出書

介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の
処遇改善と確保を国に求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別
紙のとおり提出します。

平成29年12月13日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 齋藤 光司 様

理 由

介護保障の充実と介護を担う職員が働き続けられる条件整備を早
期に実現されるよう、国会及び関係行政庁に要望する必要がある。

介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の 処遇改善と確保を国に求める意見書

介護保険の見直しが行われ、現役並み所得者の利用料3割化、生活援助の人員基準の引き下げ、入院ベッドを削減するための受け皿づくり、市町村を介護費用の削減に駆り立てるしくみの導入など、新たな負担増やサービスの削減をもたらす内容が盛り込まれた。

前回の見直しで「利用料が1割から2割になりサービスを半分に減らした」「特養の対象が原則要介護3以上になり入所できない」などの介護困難が広がっている。サービスの削減によって家族の介護負担が増え、仕事を辞めざるを得なくなるなど、政府が掲げている「介護離職ゼロ」に反する事態も生じている。

介護報酬の大幅な引き下げによって事業者の倒産件数は過去最高となり、小規模事業所の廃業が後をたたない。

職場では職員を募集しても応募がなく人手不足が常態化している。全産業平均と比べて月10万円も低い給与など、介護従事者の処遇改善も遅れたままである。介護福祉士の養成校では学生が集まらず、募集定員を減らしたり廃校に至った学校もある。

サービスの削減・負担増一辺倒の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできない。高齢化が進展する中で、介護保障の充実はすべての高齢者・国民の願いである。そして介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければならない。

以上の趣旨から下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 生活援助をはじめとする介護サービスの削減や利用者負担の引き上げを実施しないこと。
2. 必要なサービスを受けられるよう、制度を抜本的に見直すこと、特別養護老人ホームなどの整備を早急に行うこと。
3. 介護報酬を大幅に引き上げること。
4. 介護従事者の処遇を大幅に改善し、確保対策の強化を急ぐこと。
5. 以上を実現するために、政府の責任で必要な財源を確保すること、社会保障費の削減を中止すること。

平成29年12月13日

横手市議会議長 齋藤 光司

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

意見書案提出書

米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成29年12月13日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 齋藤 光司 様

理 由

米の不足払いなどで稲作農家の生産費を償う米価下支え制度を確立されるよう、国会に要望する必要がある。

米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書

生産者米価は前年よりも上昇しているものの、生産費を大きく下回った状況で推移している。

平成 27～28 年産米は、「飼料用米」の作付増などにより、若干の価格回復が見られるものの、実態は「集落営農法人・組織の 8 割が赤字もしくは収支がぎりぎり均衡」（2017 年日本農業新聞景況感調査）に示されているように、担い手層でさえ経営を維持する見通しがたない価格水準となっている。

平成 22 年に始まった「農業者戸別所得補償制度」は、生産調整の実効性確保と「直接支払い交付金（10 a あたり 15,000 円）により、稲作農家の経営を下支えする役割を果たした。しかし、平成 26 年産米から 10 a あたり 7,500 円に半減され、稲作農家の規模拡大意欲が一気に収縮し、離農も加速し、地域がますます疲弊している。しかも平成 30 年産米から交付金の廃止が打ち出されており、大規模農家では数百万も減収するなど、稲作農家の経営の困難に拍車がかかることは避けられない。平成 30 年からの政府による生産調整の廃止も、米価の不安定要因になりかねない。

私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考える。そうした観点から、当面、生産費を償う岩盤対策を行い、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求める。

以上の趣旨から、米の不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 13 日

横手市議会議長 齋藤 光司

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

意見書案提出書

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成29年12月13日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 齋藤 光司 様

理 由

主要農作物種子法（種子法）が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた都道府県の実施が後退することがないよう予算措置の確保等、万全な対策を求めるよう、国会に要望する必要がある。

議会案第 6 号

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書

先の通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立した。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた。

主要農作物種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた都道府県の取組みが後退することがないように予算措置の確保等、万全な対策が求められている。

あわせて、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されている。

以上の趣旨から、都道府県の取組みが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと、及び地域の共有財産である「種子」を民間に委ねることのないよう対策を講じることを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 13 日

横手市議会議長 齋藤 光司

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様